

2018年1月26日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室御中

**農薬の登録申請に係る試験成績についての関係通知の一部改正案  
(イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験)に関する意見**

NPO 法人 動物実験の廃止を求める会 (JAVA)

理事長 長谷川裕一

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404

TEL:03-5456-9311/ E-mail:java@java-animal.org

当会は、動物と人間が共存共生できる豊かな社会を目指して、積極的な活動を展開している全国規模の特定非営利活動法人です。国連顧問団体をはじめ、世界 100 以上の NGO と協力関係を持ち、連携を取りながら実践的で幅広い動物保護活動に取り組んでいます。

さて、当会は、これまでに二度に亘り、農薬の登録申請に係るイヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験（以下、「イヌ慢性毒性試験」という。）を「農薬の登録申請に係る試験成績について」（12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）等から削除することを求める要望書をお送りさせていただいております（平成 27 年 3 月 4 日付 小風茂局長宛/平成 28 年 7 月 20 日付 小風茂局長宛）。

それらに対し、貴農産安全管理課農薬対策室より、次のような回答をいただいております。

- OECD を始めとした国際機関で 3R の原則に基づいた取組がなされていることは承知している。
- 農林水産省でも不要な動物試験はなるべく減らしていく方針としている。
- 貴会から寄せられた御意見・情報や欧米における動きも参考に、今後、関係府省との協力の下、見直しを検討していきたいと考えている。
- 具体的には、イヌ慢性毒性試験から得られるデータと同等の情報が他の試験から入手可能かどうか、国内の毒性評価の専門家からの助言を求めている。
- この試験の必要性の調査研究を行っている。期間は 2 年間で、遅くとも 2017 年 3 月には結果が出る。

そして、昨年 12 月 21 日、食品安全委員会より、「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた 1 年間反復経口投与慢性毒性試験の取扱いについて」（平成 29 年 12 月 21 日 農薬専門調査会決定）が出されました。

この「農薬の食品健康影響評価におけるイヌを用いた1年間反復経口投与慢性毒性試験の取扱いについて」では、イヌ慢性毒性試験は必要ないとしながらも、以下の①～④の場合は例外として同試験が必要であると考えられると示しています。

- ① 亜急性毒性試験で認められる毒性プロファイルがイヌとげっ歯類で大きく異なる場合
- ② イヌ及びげっ歯類について、毒性標的臓器が同じでも明確な発現用量の差が認められ、イヌの感受性が高いと考えられる場合
- ③ イヌにおける農薬の蓄積性が懸念される場合
- ④ イヌにおける薬物代謝（動態）について、①～③で示されるようなイヌ特有の毒性等に関与することが想定される場合

しかし、米国、カナダは上記の①、②、④の例外は設けていません。また、EUは①～④すべての例外を設けていません。それはこれらの場合において、イヌ慢性毒性試験を追加で実施してもリスク評価に更なる評価価値を与えないからです。

食品安全委員会は、上記海外の方針を認識しておりながら、先述の農薬専門調査会決定において、例外を設けました。これは「3Rの原則」にも、「不要な動物試験はなるべく減らしていく」という貴省の方針にも反した時代に逆行する結論と考えています。

それに対して、今回貴省が公表した「農薬の登録申請に係る試験成績について」と『「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について』の改正案では、上記の例外は設けられていない、イヌ慢性毒性試験を削除した内容となっており、当会はこれを非常に高く評価するとともに、大変歓迎しています。

よって、案のとおり改正してくださいませよう強く要望いたします。

以上